平成２３年（フ）第１６００３号
東京都荒川区荒川２丁目36番８号
破産者　協栄ビルト工業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６００５号
東京都足立区西新井本町５丁目２―21―403
破産者　根本ミヨ子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０１６号
東京都文京区本郷２丁目40番９号
破産者　有限会社サロンドゥリョウ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０１７号
東京都台東区浅草橋５丁目１―37―1003
破産者　木村　　亮
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０５６号
東京都足立区梅田１丁目19番10号
破産者　株式会社カネコ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０５７号
東京都葛飾区小菅４丁目19―５―309
破産者　安永　正治
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６０号
東京都台東区下谷２丁目15番３号
破産者　有限会社ワースファクトリー
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０６１号
東京都墨田区堤通１―14―６―101、住民票上の住所東京都墨田区東向島４丁目８―５
破産者　馬場　伸幸（旧姓宮澤）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０８０号
東京都北区田端新町３丁目12番10号
破産者　日本ラボラトリ株式会社
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０８１号
東京都練馬区春日町３丁目10―22―307
破産者　川崎　芳雄
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０８２号
東京都練馬区春日町３丁目10―22―307
破産者　川崎　敬子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０９８号
東京都新宿区高田馬場２丁目14番５号
破産者　株式会社大誠
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２０３号
東京都中央区八丁堀２丁目22番５号
破産者　株式会社モパラボ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２０８号
茨城県笠間市泉字古市２番地14
破産者　株式会社ティガーエンタープライズ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２０９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字才羽58番地
破産者　株式会社エスエムシー
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２１０号
東京都足立区南花畑３丁目21―４―401
破産者　白石美智浩
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２１１号
東京都足立区南花畑３丁目21―４―401
破産者　白石　裕美（旧姓本間）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２２２号
東京都港区赤坂９丁目７番７―1102号
破産者　株式会社Ａｒｔｉｆｉｃｅｒ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２５８号
東京都足立区一ツ家３丁目19番15号　ブルーメ一ツ家31―210
破産者　有限会社クワトロパッシ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２５９号
東京都世田谷区奥沢２丁目１―10　コルザ奥沢Ⅱ204
破産者　中田早智栄
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６２６０号
東京都世田谷区奥沢２丁目１―10　コルザ奥沢Ⅱ204
破産者　大塚　伸郎
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７１７号
東京都板橋区大山東町56―10―301　廿楽ビル
破産者　山上　泰正
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部